

募金のお願い

裁判には、弁護士費用、証拠書類の準備費用、傍聴の交通費など、思いのほか費用がかかります。ところが、今回の裁判はスポンサーもなく、市民のみなさんの浄財にすぎないしかありません。

そこで、今回の裁判を支えるため、多くの方々に募金を訴えます。たいへん恐縮ですが、どうか裁判の主旨をご理解くださり、お気持ちをお寄せくださいますようお願いいたします。

談合疑惑解明原告団長 橋爪法一

- *募金は、一口1,000円です。できるだけ2口以上お願いいたします。
- *郵便振替口座を開設いたしました。郵便局にてお振り込み下さい。記入例は下記の通りです。
- *おそれいりますが、振替手数料はご負担下さい。手数料は、窓口だと130円、ATMだと80円です。
- *入会金も、同じ口座にお振込いただけます。

払込取扱票

口座記号・番号はお間違えないよう記入してください。

口座記号: 005701 | 口座番号(右詰め): 86126

金額: 千 百 十 万 円

加入者名: 談合疑惑解明原告団

通信用欄: 入会金 募金

ご自分の住所・氏名

振替払込請求書兼受領証

口座記号・番号: 005701 | 口座番号: 86126

金額: 千 百 十 万 円

加入者名: 談合疑惑解明原告団

おなまえ

ご自分の氏名

金額をご記入下さい

見本

原告の一人になりませんか

上越市ガス水道局所管本支管工事での 談合にかかわる損害賠償請求訴訟

呼びかけ

私たちは4月30日、上越市ガス水道局発注の本支管工事において、談合があったとして新潟地裁に提訴しました。訴えの中身は、「市長は談合に関わった14業者のうち、内部告発した2業者を除く12業者に対して、市に与えた損害額、約1億3000万円を請求せよ」というものです。

提訴後の記者会見で弁護団の齋藤裕弁護士は、「談合が確実にあったと思われる期間(の入札)を対象にした。談合についてはかなり詳細な経過が分かっている。2社の内部告発に基づくものだが、県内でこれだけの規模の談合が明らかになったのはめずらしいし、これだけ証拠がそろっている入札談合もめずらしい。今回明らかになったのは氷山の一角

だ。これを明らかにしなければ、(公共工事における談合の全体像は)明らかにならない」と述べ、今回の裁判の意義を明らかにしました。

今回の裁判は上越市政のみならず、県内外の自治体の入札契約制度にも大きな影響を与えるものです。それだけに、確実に勝利を勝ち取り、損害賠償請求を実行させるとともに談合のできない入札契約制度へと変えていく流れをつくりだしたいと思います。

裁判所に対し、良心に従った公正な審理を求めていくためにも、多くの方から原告としてこの訴訟に合流して下さることを心から呼びかけるものです。

第一次原告団団長 橋爪法一

詳しくは中を
ご覧ください

【呼びかけ人】第一次原告団 (50音順)

- | | |
|----------------|-------------|
| 上野公悦 (頸城区中柳町) | 平野哲夫 (西ヶ窪浜) |
| 岡田竹一 (南田屋新田) | 平良木哲也 (上中田) |
| 後藤紀一 (大潟区雁子浜) | 前山 忠 (三和区大) |
| 佐藤忠治 (大潟区四ツ屋浜) | 三浦慶子 (北城町一) |
| 杉本敏宏 (東本町五) | 宮崎 陽 (本町五) |
| 橋爪法一 (吉川区代石) | 鷲澤和省 (木田三) |



上越市ガス水道局発注の本支管工事での談合疑惑とは・・・

2013年12月市議会で明るみに

ガス水道局では、ガス管や水道管の本管や支管の工事の発注を、「指名競争入札」(特定の数社の業者を指名して、その業者間で入札を行う方法)で行っていました。市議会2013年12月定例会で、橋爪法一議員(当時)が、その内の2社から「入札に参加していた14社で談合をしていた」との告発を受けて質問し、明るみに出ました。

告発の内容は、談合の相談をした日時、場所、メンバーなどが特定できるきわめて詳細なものであり、「落札予定者は予定価格の95パーセント以下の数字で応札し、それ以外の業者は予定価格の95パーセント以上で応札すること」といった談合のルールまでが明らかになる生々しいものです。これらの告発内容から、談合の存在は疑いようのないものです。

加えて、談合に加わった数社の経営者による相談の様子の録音データまでもが提供されました。



市・議会の説明進まず

質問を受けて、市は「談合情報等調査委員会」を設置して、関係業者からの聴き取り調査を行いました。しかし、「裏付資料がなく、他社は否定しているため、事実を確認できなかった」として、「委員会では、談合の有無を判断することはできない」としました。

なお、市はその後、「談合の有無は判断できないが、提供された録音データには、談合の存在を疑う発言がある」として、公正取引委員会に通知し、市としての説明を放棄、議会での説明も進みませんでした。

そこで、「住民自治と合併問題を考える会」「東頸城の明日を考える会」「くびき野地域問題研究会」などの市民団体は、2014年3月、市議会に対して地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置を求める請願を出しましたが、議会では「公正取引委員会による捜査を見守りたい」として不採択になり、調査特別委員会は設置されませんでした。

市民団体からは9月にも同様の請願が出されましたが、「公取委への通知から長い期間はたっており、いまだ時期尚早」として、再び不採択となりました。



説明は監査請求から裁判へ

市や市議会の取り組みでは、全容説明が遅々として進まないことから、市民の力でできることから取り組もうと、市民有志12人は今年2月、上越市監査委員に対して、「一部業者が受注調整を行い市に損害を与えたので、市長は談合参加業者に損害賠償請求をするよう勧告することを求める」とする監査請求を行いました。

ところが、4月に出された監査の結果は、市の調査委員会の調査結果を鵜呑みにして、「確たる証拠がない以上、談合があったと断定することはできない。したがって、本件請求を棄却する」というものでした。

監査委員は、専門的な立場から市の行政執行を調査する役割を持っていますので、専門家として談合疑惑の全容を説明してほしいという願いを託したのですが、逆に「全貌がわからないから棄却」と門前払いをされたような形です。

12名の市民有志は、この監査結果を不服として、4月30日に新潟地方裁判所に監査請求と同趣旨の行政訴訟を提起しました。



原告団に加わるには／加わったら・・・

原告として裁判への参加を

私たちは、談合疑惑を解明し、談合を防止するため、市長に対して「談合参加業者に損害賠償請求をせよ」とする裁判を起こしました。この裁判には、一人でも多くの市民に原告として加わっていただきたいと考えています。

気持ちのある市民はどなたでも

談合疑惑を解明し、税金のむだ遣いを許さない！とお考えの市民は、どなたでも原告になれます。この裁判の原告になることで、原告団のメンバーとなります。(後ほど、弁護士宛の委任状をお書きいただきます)

入会金は1000円

会費は特に設けません。入会金として、1000円だけご負担下さい。

裁判の傍聴や学習を

一人ひとりのみなさんは、都合のつく限り、新潟での裁判(口頭弁論など)の傍聴や、地元での談合や入札制度などの学習に努めます。

今すぐ下の申込書で

入会されるには、下の申込書に記入して、下記連絡先までご提出下さい。郵送、Fax、メール、手渡しなど、どんな手段でもかまいません。

上越市ガス水道局談合疑惑解明原告団規約

- 第1条(名称)
この団体の名称は、「上越市ガス水道局談合疑惑解明原告団」(略称:談合疑惑解明原告団)とします。
- 第2条(事務局)
当団の事務局は上越市内におきます。
- 第3条(目的)
当団は、上越市ガス水道局所管の本支管工事における談合疑惑の解明と、市長に対して関係業者への損害賠償請求を求め、不正な談合を防止し、市民の血税のむだ遣いをなくすための活動を行うことを目的とします。
- 第4条(活動)
当団は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行います。
① 裁判の傍聴など、原告としての活動
② 談合の全容を解明するための情報収集。
③ 談合が起こらないようにするための研究および提言。
④ 講演会や学習会の開催、その他目的を達成するために必要な活動
- 第5条(団員)
1 当団は、個人加入とします。
2 入会金は1,000円とします。
- 第6条(財政)
当団は、入会金と募金で運営します。
- 第7条(役員)
1 当団に次の役員をおきます。
① 団長1名 当団を代表し、すべての事務を処理します。
② 副団長若干名 団長を補佐します。
③ 運営委員若干名 団長及び副団長を補佐します。
④ 事務局長1名 総会及び役員会のもとに日常の事務と会計を担当します。
2 団長、副団長、運営委員、事務局長により運営委員会を構成します。
3 役員任期は1年とし、再選ができるものとします。
- 第8条(総会)
1 当団は必要に応じて原告団総会を開き、次の事項を決めます。
① 原告団の基本方針
② 役員選出
③ その他、運営委員会で必要と認めた事項
2 総会の議事は、出席した団員の過半数をもって決めます。
3 総会は、運営委員会の決議に基づき、団長が召集します。
- 第9条(運営委員会)
1 運営委員会は、総会の決定に従い、原告団の日常活動についての必要事項を決めます。
2 運営委員会の議事は、出席した団員の過半数をもって決めます。
付則 この規約は2015年(平成27年)4月23日より施行します。

連絡先 原告団事務局長 平良木哲也(ひららぎてつや)

〒943-0884 上越市大字上中田243-8

電話 090-1808-6919 Fax 025-522-5812 メール nanten@joetsu.ne.jp

談合疑惑解明原告団 入会申込書

団長 橋爪法一様

201__年__月__日

入会金1,000円を添えて、裁判の原告として、談合疑惑解明原告団への入会を申し込みます。

〒94 - 住所 _____ 氏名 _____

電話 _____ 携帯 _____ Fax _____

メール _____